

生乳需給調整緊急支援事業実施要綱

令和2年5月1日付け2農畜機第717号
一部改正 令和2年5月8日付け2農畜機第802号

新型コロナウイルスの感染拡大に対して、令和2年4月7日に7都府県を対象に新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定に基づく緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）が発出され、4月16日にはその対象地域が全国へ拡大された。これに伴う飲食店等の店舗休業により、牛乳製品の業務用需要が大幅に減少している。業務用需要が減少した分の生乳については、長期保存可能な脱脂粉乳等の加工用に仕向けて需給調整を行っているものの、生乳生産量は4月下旬から6月上旬までのピーク期間に向けて増加が見込まれることから、今後、需給調整が難航し、生産された生乳が行き場を失うおそれがある。

このため、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号。以下「法」という。）第2条第4項第1号イに規定する乳業を行う者（以下「乳業者」という。）が、長期保存可能なハード系チーズ（ゴードチーズ及びチェダーチーズをいう。以下同じ。）、バター及び全粉乳（以下「チーズ等」という。）を製造することで積極的に配乳調整に協力する取組及び関係団体が需給調整を推進するために実施する牛乳等の消費拡大の取組を支援する事業に対し、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号）第10条第2号の規定に基づき補助することとし、これにより生乳の需給調整を円滑に実施する体制を整え、もって酪農生産基盤の維持に資するものとする。

この事業の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、「畜産産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号-1）及び「畜産産業振興事業に係る補助金交付の停止措置について」（平成26年3月31日付け25農畜機第5376号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

第1 事業実施主体、事業の内容等

この事業の事業実施主体、事業の内容等は、以下のとおりとする。

- 1 配乳調整円滑化緊急支援事業
別添1のとおり。
- 2 牛乳等消費拡大対策支援事業
別添2のとおり。

第2 事業の実施期間

この事業の実施期間は、令和2年度とする。

第3 その他

この要綱に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）が別に定めるものとする。

附 則（令和2年5月1日付け2農畜機第717号）

- 1 この要綱は、令和2年5月1日から施行し、令和2年4月7日から適用するものとする。
- 2 この事業について、令和2年4月7日から補助金交付決定までの間に着手した場合には、「畜産業振興事業の実施について」13の規定に基づく着手の手続については、同規定にかかわらず、別紙様式第1号の交付申請書の備考欄の該当箇所に着手年月日を記入することにより、行うものとする。この場合、事業実施主体又は事業実施主体から補助を受けて事業を実施する者は、補助金交付決定までのあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

附 則（令和2年5月8日付け2農畜機第802号）

- 1 この要綱の改正は、令和2年5月8日から施行し、改正後の別添2の事業については、令和2年4月27日から適用するものとする。
- 2 この要綱の改正後の別添2の事業について、令和2年4月27日から補助金交付決定までの間に着手した場合には、「畜産業振興事業の実施について」13の規定に基づく着手の手続については、同規定にかかわらず、別紙様式第1号の交付申請書の備考欄の該当箇所に着手年月日を記入することにより、行うものとする。この場合、事業実施主体又は事業実施主体から補助を受けて事業を実施する者は、補助金交付決定までのあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

別添2 牛乳等消費拡大対策支援事業

第1 事業実施主体

この事業の事業実施主体は、以下のとおりとする。

- 1 一般社団法人Jミルク
- 2 前号に掲げるもののほか、独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則（平成10年農林水産省令第103号）第1条において畜産業振興事業を行うものとして定める法人のうち一又は二以上の都道府県の区域を地区とする団体

第2 事業の内容

この事業の内容は、次のとおりとする。

1 牛乳等消費拡大対策

事業実施主体は、新型コロナウイルス感染拡大に伴って牛乳乳製品の業務用需要が減少する中、牛乳乳製品の消費拡大を図るため、牛乳等を医療機関、福祉施設、フードバンク、子ども食堂及び児童福祉施設等（以下「医療・福祉施設等」という。）に無償提供する取組を自ら実施するとともに、第3の3で定める間接補助事業者が牛乳等を医療・福祉施設等に無償提供する取組を支援する。ただし、販売促進を目的とした取組は対象外とする。

2 牛乳等消費拡大対策推進事業

事業実施主体及び間接補助事業者は、1の取組の円滑な推進を図るために必要な会議の開催、調査・指導等を行うものとする。

第3 事業の要件等

1 対象となる牛乳等

第2の1の事業の対象となる牛乳等は、牛乳及び国産生乳を主原料とする発酵乳等（乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）第2条に規定する発酵乳、成分調整牛乳、加工乳又は乳飲料をいう。）とする。

2 対象期間

第2の1の無償提供の取組の対象期間は、令和2年4月27日から6月14日までとする。

3 間接補助事業者

間接補助事業者は、以下に掲げる要件のいずれかを満たす者であって、かつ、一又は二以上の都道府県の区域を地区とする者とする。

- (1) 法第4条の規定により、法第2条第4項第1号で定める第1号対象事業を行う対象事業者
- (2) 法第2条第4項第1号イに規定する生乳生産者団体
- (3) 乳業者及び牛乳の販売業者が直接若しくは間接の構成員となっている団体

- (4) 前三号に掲げるもののほか、酪農及び乳業の振興に資することを目的に設立された一般社団法人、一般財団法人等

第4 事業の実施

1 実施要領の作成等

事業実施主体は、第2の1の事業を実施するに当たり、あらかじめ事業の趣旨、内容、仕組み、消費税及び地方消費税の取り扱い、補助金の交付手続等を定めた実施要領を作成し、理事長の承認を受けるものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 供給事業者等の選定

事業実施主体及び間接補助事業者は、無償提供する牛乳等の購入先の選定にあたっては、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大による休業により学校給食用牛乳の供給が停止している情勢を配慮すること。

また、対象となる牛乳等の選定にあたっては、生乳需給状況を踏まえ、国産生乳の使用割合を考慮することとする。

3 無償提供の確認

事業実施主体及び間接補助事業者は、第2の1の取組により牛乳等を無償提供された医療・福祉施設等に対して、その事実を確認するものとする。

4 事業の委託

事業実施主体は、この事業の一部を理事長が適当と認める者に委託して行うことができるものとする。この場合、委託契約を締結するものとする。

第5 機構の補助

機構は、予算の範囲内において、別表に掲げる補助対象経費及び補助率により、事業実施主体が第2に規定する事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。

第6 補助金交付の手続等

1 補助金の交付申請

事業実施主体は、補助金の交付を受けようとする場合は、間接補助事業者から提出された事業実施計画を取りまとめの上、自ら作成する事業実施計画とともに、理事長が別に定める期日までに、別紙様式第1号の生乳需給調整緊急支援事業（牛乳等消費拡大対策支援事業）補助金交付申請書（以下「補助金交付申請書」という。）を理事長に提出するものとする。

2 事業の変更承認申請

事業実施主体は、補助金の交付決定のあった後において、次に掲げる変更をしようとする場合は、あらかじめ別紙様式第2号の生乳需給調整緊急支援事業（牛

乳等消費拡大対策支援事業) 補助金交付変更承認申請書を理事長に提出するものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業費の30パーセントを超える増減
- (3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

3 補助金の概算払

- (1) 理事長は、この事業の円滑な実施を図るために必要と認めた場合は、交付決定額を限度として補助金を概算払することができるものとする。
- (2) 事業実施主体は、補助金の概算払請求をしようとする場合は、別紙様式第3号の生乳需給調整緊急支援事業(牛乳等消費拡大対策支援事業) 補助金概算払請求書を理事長に提出するものとする。

4 事業の実績報告

事業実施主体は、事業を完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに別紙様式第4号の生乳需給調整緊急支援事業(牛乳等消費拡大対策支援事業) 実績報告書(以下「実績報告書」という。)を理事長に提出するものとする。

第7 事業の推進指導

事業実施主体は、農林水産省及び機構の指導の下、都道府県、関係団体等との連携及び会員等に対するこの事業の趣旨、内容等の周知徹底に努めるとともに、事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。

第8 消費税及び地方消費税の取扱い

1 補助金交付申請書提出時の取扱い

事業実施主体は、理事長に対して補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

2 事業実績等の報告時の取扱い

事業実施主体は、1のただし書により申請をした場合において、実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 消費税等相当額が確定した場合の取扱い

事業実施主体は、1のただし書により申請をした場合において、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第5号の生乳需給調整緊急支援事業（牛乳等消費拡大対策支援事業）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又は消費税等相当額がない場合（事業実施主体自ら若しくはそれぞれの間接補助事業者の仕入れに係る消費税等相当額がない場合を含む。）であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月30日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

第9 帳簿等の整備保管等

1 帳簿の整備保管

事業実施主体は、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとする。ただし、その保存期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。

2 事業実施状況の聴取等

理事長は、この要綱に定めるもののほか、この事業の実施及び実績について必要に応じ、事業実施主体に対し調査し又は報告を求めることができるものとする。

別表

事業の種類	補助対象経費	補助率
1 牛乳等消費拡大支援対策	対象期間内に医療・福祉施設等は無償提供された牛乳等の購入に要する経費。ただし、輸送費を除く。	定額 ただし、令和2年2月に、第4の2の規定により選定された供給事業者が取引を行った牛乳等の供給品目、容量別の販売価格を上限とする。
2 牛乳等消費拡大支援対策推進事業	事業を円滑に実施するために開催する会議の開催、調査・指導等を行うために要する経費	定額

別紙様式第1号

令和 年度生乳需給調整緊急支援事業（牛乳等消費拡大対策支援事業）
補助金交付申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者氏名 印

令和 年度において生乳需給調整緊急支援事業（牛乳等消費拡大対策支援事業）
を下記のとおり実施したいので、生乳需給調整緊急支援事業実施要綱別添2の第6の
1の規定に基づき、補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請しま
す。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙様式第1号の別添のとおり

3 事業に要する経費及び負担区分

(単位：円)

区分	事業費	負担区分		備考
		機構 補助金	その他	
1 牛乳等消費拡大対策				
2 牛乳等消費拡大対策推進事業				
合計				

(注) 事業の一部を委託して実施する場合は、区分ごとに事業費の欄にその委託費の額を括弧書きで記載するとともに、その委託先を備考の欄に記載すること。

4 事業実施期間

(1) 事業着手年月日 年 月 日

(2) 事業完了予定年月日 年 月 日

5 添付書類

(1) 定款

(2) 最近時点の業務報告書及び業務計画書

別紙様式第1号の別添

令和 年度生乳需給調整緊急支援事業（牛乳等消費拡大対策支援事業）実施計画

1 牛乳等消費拡大対策

(単位：kg、円)

都道府県名	間接補助事業者名等	提供先 医療・福祉施設等 名	品目名	数量 ①	単価 ②	事業費 ③ (①×②)	負担区分		備考
							機構補助金	その他	
合計									

(注) 事業実施主体自らが行う場合は、間接補助事業者名等の欄に事業実施主体の名称を記載すること。

2 牛乳等消費拡大対策推進事業

(単位：円)

取組内容	事業費	負担区分		積算	備考
		機構補助金	その他		
合計					

別紙様式第2号

令和 年度生乳需給調整緊急支援事業（牛乳等消費拡大対策支援事業）
補助金交付変更承認申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者氏名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあ
った生乳需給調整緊急支援事業（牛乳等消費拡大対策支援事業）の実施について、下
記のとおり変更したいので承認されたく、生乳需給調整緊急支援事業実施要綱別添2
の第6の2の規定に基づき申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 事業の内容
- 3 事業に要する経費の配分及び負担区分

（注）2及び3については別紙様式第1号に準じ、変更部分が容易に対照できるよう
二段書きにし、変更前を括弧書きで上段に、変更後をその下段に記載すること。

別紙様式第3号

令和 年度生乳需給調整緊急支援事業（牛乳等消費拡大対策支援事業）
補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあ
った生乳需給調整緊急支援事業（牛乳等消費拡大対策支援事業）について、下記のと
おり金 円を概算払により交付されたく、生乳需給調整緊急支援事業実施要
綱別添2の第6の3の（2）の規定に基づき申請します。

記

1 概算払請求額

区分	交付決定		事業費遂行状況 (年 月 日現在)			既概 算払 受領 額 ⑤	今回概 算払請 求額 ⑥	年 月 日迄予定 出来高 (⑤+⑥) /②	残額 ②-⑤ -⑥
	事業費 ①	機構補 助金 ②	事業費 ③	機構補 助金	事業費出 来高 ③/①= ④				
	円	円	円	円	%	円	円	%	円
合計									

(注) それぞれの事業項目ごとに記載することとし、請求時点での事業の実施状況が
明らかとなる書類を添付すること。

2 振込先金融機関名等

金融機関名 ○○○銀行 ○○○支店
預金種類 ○○預金
口座番号
口座名義

別紙様式第4号

令和 年度生乳需給調整緊急支援事業（牛乳等消費拡大対策支援事業）
実績報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者氏名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあ
った生乳需給調整緊急支援事業（牛乳等消費拡大対策支援事業）について、下記のと
おり実施したので、生乳需給調整緊急支援事業実施要綱別添2の第6の4の規定に基
づき、関係書類を添えてその実績を報告します。

なお、併せて精算額 円を支払われたく請求します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「生乳需給調整緊急支援事業（牛乳等消費拡大対策支援事業）実績書」のと
おり

3 事業に要した経費及び負担区分

（注）別紙様式第1号の記の3に準じて作成すること。

4 事業に係る精算額

（単位：円）

交付決定額	確定額	概算払受領額	精算払請求額

5 事業実施期間

- (1) 事業着手年月日 年 月 日
(2) 事業完了年月日 年 月 日

6 振込先金融機関名等
金融機関名 ○○○銀行 ○○○支店
預金種類 ○○預金
口座番号
口座名義

別紙様式第5号

令和 年度生乳需給調整緊急支援事業（牛乳等消費拡大対策支援事業）
に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者氏名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金の交付決定通知のあつた令和 年度生乳需給調整緊急支援事業（牛乳等消費拡大対策支援事業）補助金について、生乳需給調整緊急支援事業実施要綱別添2の第8の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。

（なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額 円を返還します。（返還がある場合、記載すること））

- 1 補助金適正化法第15条の補助金の額の確定額（令和 年 月 日付け 農畜機第 号による額の確定通知額）
金 円
 - 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額
金 円
 - 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額
金 円
 - 4 補助金返還相当額（3－2）
金 円
- （注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・付表2「課税売上割・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

- 5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

[]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

- 6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

[]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料